**平成２３年（フ）第１７９号**
盛岡市南仙北２丁目９番27号
破産者　高橋　幸子
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第２４８号**
秋田市茨島２丁目８番11号
破産者　鈴木　　優
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３０６号**
秋田県潟上市天王字北野329番地37
破産者　伊藤　三雄
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３３３号**
秋田県南秋田郡五城目町大川大川字西屋布84番地１
破産者　八柳　広和
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第８１号**
山形県天童市鎌田本町２丁目６番29―501号　ファーストステージ舞鶴公園壱番館
破産者　齋藤　幹雄
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１３４号**
山形市城西町５丁目31番17―105号　サンストリーム城西Ａ、開始決定時の住所山形市江南２丁目13番６号　清水荘２号
破産者　久保川美代子
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３０号**
横浜市金沢区並木１丁目18番４―302号、破産手続開始決定時の住所横浜市金沢区能見台１丁目24番地２
破産者　福島　俊明
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２１４９号**
横浜市磯子区森１丁目15番１―216号、開始決定時の住所横浜市磯子区森１丁目５番21―1325号
破産者　倉重　知子
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１１７号**
富山県南砺市理休332番地７、開始決定時の住所富山県氷見市幸町２番８号
破産者　久保　篤義
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２３年（フ）第４０１号**
金沢市泉本町６丁目36番地
破産者　山田比呂子
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第１２号**
石川県鳳珠郡穴水町字川島いの22番地
破産者　平澤　啓一
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

**平成２３年（フ）第３９号**
長野市大字三才431番地４、開始決定時の住所長野市大字赤沼559番地の１
破産者　山上　孝夫
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３１８号**
静岡県浜松市中区葵西３丁目26番34号、前住所静岡県浜松市東区半田山６丁目2182番地10
破産者　山田　克治
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第４２１号**
静岡県浜松市浜北区中瀬9477番地、土地改良前住所静岡県浜松市浜北区中瀬5910番地の２
破産者　大槁　幸男
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第１７３号**
奈良県桜井市大字粟殿599番地の１　レオパレス21―102号、開始決定時の住所奈良県桜井市大字戒重320番地
破産者　山口　隆正
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第２６３号**
奈良県天理市櫟本町684番地
破産者　穂積製作所こと　穂積　利文
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第９１７号**
さいたま市北区本郷町1035番地２
破産者　荒木　尚美
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３１６号**
さいたま市南区内谷５丁目16番７号みやび第２コーポ201号
破産者　西芦谷　薫
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１４８４号**
東京都板橋区赤塚５丁目19番６号
破産者　加藤　勝美
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係